

特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県柔道整復師会(以下「本会」という。)における事業遂行上取扱う個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を適切に保護するために必要な基本的事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規程において、各用語の定義は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に従うものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会役員及び事務局職員(正職員、嘱託、臨時職員その他の事務局の業務に従事する全てのものをいう。以下同じ)に適用する。

2 この規程は、特定個人情報等の取扱いに関し、本会個人情報保護規程、その他の内部規程に優先して適用される。

第2章 基本方針の策定等

(基本方針)

第4条 会長は、特定個人情報等の保護・管理に対する姿勢を示し、役員及び職員に周知させるとともに、一般に公開するために「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を策定するものとする。

2 会長は、本会の策定した「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を役員及び職員に周知し、理解させるものとする。

3 「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」の一般への公開は、ホームページ等によるものとする。

4 会長は、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」を必要に応じ、適宜見直すものとする。

(内部規程)

第5条 本会は、番号法、個人情報保護法の法律に関する政省令及びこれらの法令に関し所管官庁が策定するガイドライン等を遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱うためこの規程を定める。

2 本会は、特定個人情報等の取扱いにかかる事務フロー及び各種安全管理措置等を明確にするため、「特定個人情報等取扱事務要領」、その他の内部規程を別に定めるものとする。

3 本会は、社会情勢や情報主体の意識の変化等の結果を考慮し、この規程・その他内部規程を必要に応じ適宜見直すものとする。

(法令等遵守)

第6条 役員及び職員は、特定個人情報等の取扱いに当たって、番号法、個人情報保護法の法律に関する政省令及びこれらに関する法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条1項に規定する「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」その他前条第1項及び第2項に規程する内部規程を遵守しなければならない。

第3章 特定個人情報等保護管理体制

(組織体制)

第7条 会長は、特定個人情報等の保護・管理を適切に実施するために、第8条から第12条に規定する通り、特定個人情報等保護管理体制を定め、役割、責任及び権限を明確にするものとする。

(特定個人情報保護管理者)

第8条 本会に特定個人情報保護管理者を置き、本会個人情報保護管理体制における個人情報保護管理者をもって、その任に充てる。

2 特定個人情報保護管理者は、本会が保有する特定個人情報等の取扱いを総括し以下の事項を定める。

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いを維持・推進するための施策
- (2) 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進
- (3) 役員、職員に対する特定個人情報等の適切な取扱いに関する継続的かつ定期的な教育訓練・研修等の実施。
- (4) 役員、職員への規程の周知、一般への公表
- (5) 第14条1項に規定する違反行為又は漏えい事案等発生時の対応策
- (6) その他この規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事項。

(総括特定個人情報保護管理者)

第9条 本会に、総括特定個人情報保護管理者を置き、本会個人情報保護管理体制における総括個人情報保護管理者をもって、その任に充てる。

- 2 総括特定個人情報保護管理者は、本会が保有する特定個人情報等の取扱いに関する事務を総括し、特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化等を行う。

(特定個人情報取扱責任者)

第10条 本会に、特定個人情報取扱責任者を置き、本会個人情報保護管理体制における個人情報取扱責任者をもって、その任を充てる。

- 2 特定個人情報取扱責任者は、特定個人情報等を取扱う範囲を定めた上で、事務取扱責任者を選任し、当該課等で保有する特定個人情報等を適切に管理する。

(事務取扱担当者)

第11条 本会に、特定個人情報等を取り扱う者として、事務取扱担当者を置く。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等を適切に管理し、利用権限のない者に使用させてはならない。

(監査責任者)

第12条 本会に、監査責任者を置き、本会個人情報保護管理体制における個人情報監査責任者をもって、その任に充てる。

- 2 監査責任者は、本会が保有する特定個人情報等の運用について監査し、法令等の遵守を最良の状態に維持するよう努める。
- 3 監査責任者は、前項の監査結果を、会長及び特定個人情報保護管理者に報告するものとする。

(教育・監督)

第13条 本会は、事務取扱担当者に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特別個人情報等の適切な取扱いを図る。

- 2 本会は、事務取扱担当者が特定個人情報等を取扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(情報漏えい事案等への対応)

第14条 役員及び職員は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第5条第1項及び第2項に規定する内部規程への違反若しくはその兆候、又は特定個人情報等の漏えい、滅失若しくは毀損による事故の発生若しくは兆候を把握した場合は、速やかに特定個人情報保護管理者に報告するものとする。

- 2 特定個人情報保護管理者は、違反行為若しくは漏えい事案等が発生した事を知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、次の各号に定める事項等を行い、適切に対応するものとする。
 - (1) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (2) 会長への報告及び対象となった情報主体への連絡
 - (3) 個人情報保護委員会及主務官庁等への報告
 - (4) 再発防止策の検討及び決定
 - (5) 必要に応じた事実関係及び再発防止策等の公表

第4章 特定個人情報等保護の措置

(個人情報等の適正な取得)

- 第15条 特定個人情報等の取得は、番号法第9条に規定された範囲内で利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてのみ行わなければならない。
- 2 本会が特定個人情報等を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段によって行う。

(個人番号の提供の要求)

- 第16条 本会は第5条第2項に規定する「特定個人情報等取扱事務要領」に定める個人番号の取り扱う事務を処理するために必要がある場合に限り、役員、職員その他の者に対し個人番号の提供を求める。
- 2 役員、職員その他の者が、本会からの個人番号の提供の要求又は第17条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づく制度の意義について説明し、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。

(本人確認)

- 第17条 本会は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、番号法第16条に基づき本人確認を行う。
- 2 役員、職員は、本会に個人番号を提供する際には、本会が行う本人確認の措置に協力しなければならない。
 - 3 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

(特定個人情報等の利用範囲等)

- 第18条 本会が役員、職員その他の者から取得する特定個人情報等は、個人番号取扱事務を行うために利用する。ただし、生命、身体、財産の保護のために緊急の必要がある場合は、この限りではない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 19 条 本会が特定個人情報のファイルを作成するのは、個人番号取扱い事務を行うために必要な範囲に限り、この場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(特定個人情報等の正確性の確保)

第 20 条 事務取扱担当者は、利用目的に応じ必要な範囲内において、特定個人情報等を正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(特定個人情報等の保管制限)

第 21 条 本会は、個人番号取扱い事務を行うために必要な範囲を超えて、特定個人情報等を保管しない。

(安全管理措置)

第 22 条 本会は、特定個人情報等の重要性に鑑み、特定個人情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の適切な管理のために、第 5 条第 2 項に規定する「特定個人情報等取扱事務要領」に定める通り、厳格な組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全措置、技術的安全管理措置を講じる。

(委託の取扱い)

第 23 条 本会が、業務を委託して特定個人情報等を委託先に取り扱わせる場合には、番号法に基づき本会自ら果たすべき安全管理措置と同等以上の措置が当該委託先において適切に講じられるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 本会は、前項の監督を行う必要かつ適切な監督を行うため次の各号の措置を講じる。

(1) 委託先の適切な選定

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

(3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

(再委託の取扱い)

第 24 条 委託先は、あらかじめ本会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再々委託する場合も同様とする。

2 本会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかについても、監督するものとする。

(個人情報の提供)

第 25 条 本会は、番号法第 19 条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

(特定個人情報の削除・廃棄)

第26条 本会は、個人番号取扱事務を行うために必要がなくなった場合であって、所管法令において定められている保管期間を経過した特定個人情報等については、その内容に含まれる個人番号を速やかに削除又は廃棄するものとする。

第5章 特定個人情報の開示等

(情報主体の開示・訂正請求・利用等の停止に関する権利)

第27条 情報主体から自己の特定個人情報について開示を求められた場合、本会は、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。

2 情報主体から自己の特定個人情報について訂正、追加又は削除を求められた場合は、本会は、合理的な期間内に速やかに対応し当該特別個人情報の本人に対して通知を行うものとする。

3 情報主体から、自己の特定個人情報について利用停止等を求められた場合であって、利用停止等に理由が判明したとき、本会は、違反を是正するために必要な限度で、合理的な期間内に速やかに対応するものとする。

第6章 その他

(苦情及び相談)

第28条 本会は、本会における特定個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談窓口を設置し、苦情等の適正かつ迅速に処理に努める。

2 特定個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行う。

(制裁)

第29条 本会は、番号法、個人情報保護法、これらの法律に関する政省令及びこれらの法令に関して所管官庁が策定するガイドライン等並びに第4条第1項に規定する「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」その他第5条第1項及び第2項に規定する内部規定に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他のものに対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。